

犯罪利用口座凍結のための金融機関への 情報提供について

—未公開株や社債の取引を装う利殖勧誘事犯（詐欺商法）対策にも有効—

警察庁生活安全局生活経済対策管理官 世取山 茂

1 はじめに

未公開株、社債取引等を装う利殖勧誘事犯は、全国の消費生活センターへの相談件数が平成20年以降急増しており、全国で被害が拡大していることが懸念されます¹。

その対策としては、まず、国民が騙されないようにするための措置²や国民が騙されたとしても振り込まないようにするための措置³が講じられなければなりません。利殖勧誘事犯は犯罪を生業とする者たちによる犯罪なので、既に被害に遭った方に対して「電話に出るな」「相手にするな」「無視しろ」といった助言をしたり、悪質業者と個別に返金交渉したりするだけでは、被害拡大防

止や被害回復の点で十分な効果は期待できません。その点で、犯人検挙及び厳正な処罰が不可欠ですが、加えて、犯罪利用口座の凍結をスピーディかつ大量に行っていく必要があります。多くの被害者がまず望むことは、取られてしまったお金を取り戻すことであり、その目的達成のため有効かつ比較的簡便な手段が犯罪利用口座の凍結であるからです。

ここでは、犯罪利用口座の凍結に向けた取り組みの現状と課題について述べるとともに、今後のあるべき姿について考えてみたいと思います。

なお、本稿中意見にわたる部分は、あくまでも筆者の私見にすぎず、筆者の所属先の見解や方針

を示すものではないことをあらかじめお断りしておきます。

2 犯罪利用口座凍結の仕組み

犯罪利用口座の凍結とは、金融機関が、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下「振り込め詐欺救済法」という）や各金融機関の普通預金規定に基づき、犯罪に利用されたと疑うに足る相当な理由がある口座の取引を停止（凍結）するものです。刑事手続ではなく、金融機関が行う民事上の行為です。

ここでは、便宜上、振り込め詐欺救済法の手続を中心に論じることとします。

振り込め詐欺救済法では、金融機関が、自らの口座について、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為で、財産を得る方法として被害者からの預金口座等への振込みが利用されたものの振込先口座（犯罪利用口座）であると疑うに足る相当な理由があると認めるときは、当該口座について取引を停止（凍結）しなければならないと定めています⁴。その上で、犯罪利用口座の凍結時残高に相当する額が被害者に分配されるよう、凍結口座に係る預金債権の消滅、当該預金債権の債権者による権利行使の届出、被害分配金の支払等に係る手続が定められています。

振り込め詐欺救済法では、対象となる犯罪が「人の財産を害する犯罪」で、かつ、被害者と犯人との金の受渡し方法が振込みによらなければならない反面、凍結時の残高相当額を被害者に分配するための手続が定められているため、口座凍結により、仮に新たな被害者が凍結口座に金を振り込もうとしても振り込めず被害拡大を防止できる上、被害者は凍結口座の残高相当額から分配を求めることができるので被害回復にも役立ち、犯罪収益が犯罪者の手に渡ることを防ぐ効果もあります⁵。

口座凍結の主体である金融機関は、対象となる口座の凍結の可否、即ち、犯罪利用口座と疑うに足る相当な理由の存否を判断するに当たり、当該口座の入出金の特徴、口座名義人との連絡状

況、金融機関自身による調査の結果のほか、金融機関に提供される各種情報を勘案することとされています⁶。

金融機関への情報提供の主体には何ら制限がないため、犯罪利用口座を日常的に認知し得る機関には、この情報提供が強く求められています。情報提供を受ける側の全国銀行協会でも、振り込め詐欺救済法に基づき犯罪利用口座を凍結する場合として、「捜査機関、弁護士会、金融庁および消費生活センターなど公的機関ならびに弁護士、認定司法書士から通報があった場合」を明記しています⁷。

3 犯罪利用口座凍結のための情報提供の実態

振り込め詐欺救済法は平成20年6月21日に施行されましたが⁸、その後、犯罪利用口座に係る金融機関への情報提供については、各行政機関の間で実施状況に大きな差が見られました。

そこで、犯罪対策閣僚会議の下に設けられている消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム⁹において、平成22年6月18日「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」を申し合わせた上、同年7月27日の犯罪対策閣僚会議に報告いたしました。当該申合せでは、行政庁及び警察が、消費生活侵害事犯につき、犯罪利用口座の疑いがあるものを認知した場合には、当該口座及びその不正利用に関する情報を金融機関に提供することを地方支分部局も含めて徹底するとともに、地方公共団体や独立行政法人国民生活センターにも着実な実施を依頼することとされました¹⁰。

警察庁では、これを受けて、生活経済事犯に利用された疑いのある口座全ての凍結のため金融機関に情報を提供するよう都道府県警察に通達し¹¹、全国の警察で、振り込め詐欺に利用された疑いが

警察による金融機関への情報提供の推移

口座利用犯罪類型	平成20年	平成21年	平成22年
生活経済事犯	10,171件	10,821件	14,884件
振り込め詐欺	31,079件	11,590件	7,805件
合計	41,250件	22,411件	22,689件

ある口座も含め、平成22年に22,689件の情報を金融機関に提供いたしました。

金融庁では、同年に5,975件の情報を提供しており¹²、一部の弁護士も熱心に情報提供しています。ただ、行政機関の間では、情報提供の実施状況に依然として大きな差があるのが実情です。

4 行政機関による犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供に係る今後のあるべき姿

繰返しになりますが、振り込め詐欺救済法では、金融機関が、犯罪利用口座であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該口座を凍結しなければならず、当該理由の存否に係る金融機関の判断に当たっては、捜査機関、行政機関等から提供される情報のほか、金融機関自身による調査の結果、口座名義人との連絡状況、当該口座の入出金状況等を勘案することとされています。したがって、金融機関に提供される情報は、金融機関にとって判断材料の一つに過ぎません。提供情報だけで「相当な理由」を十分に認定することができれば理想的ですが、単独でそのレベルに達していない情報でも判断材料として非常に有用なものも少なくありません。警察でも、金融機関が「相当な理由」を認定する上での判断材料を提供しているという点では、警察以外の機関と何ら違いはありません。

したがって、警察以外の行政機関も、金融機関が「相当な理由」を認定する上で役立つと考えられる情報であれば、是非とも提供すべきです。提供情報には、振込先口座の番号及び名義人、振り込んだ名義人、時期及び金額並びに犯罪利用口座の疑いを示す情報が含まれていることが望ましいでしょう。

特に、調査・処分権限を有する行政機関の場合、業務の過程で、犯罪利用口座の疑いがある口座を発見することが多いはずで、例えば、行政機関が特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という）に基づく調査や処分の過程で、電話勧誘で不実を告知し販売された商品や役務の代金の振込先口座を数多く認知するはず¹³。業者が「健康食品を飲むこと

で癌や痴呆症が予防改善できる」と告げて健康食品を販売し、「癌や痴呆症が予防改善できる」と顧客に告げた行為が特定商取引法の禁じる不実告知に当たると認定できる場合、顧客が「癌や痴呆症が予防改善できる」と信じたからこそ当該健康食品を買ったのであれば、特定商取引法違反に加え詐欺の疑いも十分に認められます¹⁴。調査・処分に当たった行政機関は、健康食品代金の振込先口座に係る情報を金融機関に提供すべきです。

また、全国の消費生活センターで受理する消費者相談の総数は、全国の警察に寄せられる悪質商法に係る相談の総数をはるかに上回っており、消費生活センターには警察より早く大量の相談が寄せられる傾向があります。調査・処分権限を有しない行政機関の場合には、相談者の申告以外に、犯罪利用口座である疑いを示す具体的情報や証拠を収集することは困難であることが多いでしょうが、相談内容から犯罪被害に関するものである可能性が高いことを担当相談員が看破している例も数多く見受けられます¹⁵。

例えば、未公開株、社債の電話勧誘は、無登録金融商品取引業（金融商品取引法違反）又は詐欺ではないかと必ず疑う必要があります¹⁶。電話勧誘者が、金融庁、財務局、証券取引等監視委員会、日本証券業協会と関係があるが如く自称している場合には、それらの機関が自らの職員や関係者が未公開株・社債の勧誘をしたり、被害回復を支援するとして金銭を要求したりすることは絶対に断言している以上¹⁷、代金の振込先として指定された口座は犯罪利用口座であると疑いが非常に高いと考えられます。

こうした場合、消費生活センターが、相談者から聴取した内容をありのまま振込先金融機関に伝えれば、金融機関の判断材料として大いに役立つはずで、金融機関は、判断に当たり、対象口座の入出金の状況や口座名義人との連絡状況を加味できるからです。また、同一口座につき、他の情報源から、犯罪利用口座の疑いという点で互いに符合する内容の情報が金融機関に提供されることもあるでしょう。情報が提供されることで、金融機関が、他の判断材料も勘案して「相当な理由」

がある口座を凍結でき、被害拡大防止や被害回復につながるのです。

5 おわりに

一説には、一人の相談者の陰にその10倍から20倍の被害者がいるといわれています。仮に、個別交渉で悪質業者が返金に応じるにしても、問題になりそうな少数の被害者に対して応じるのみで、名乗り出していない大多数の被害者の被害は回復されず終いになりかねません。被害拡大の防止と被害者全体の被害回復のためには、まず犯罪利用口座を凍結し、振り込み詐欺救済法の手続に乗せることが重要です。

警察、金融庁、弁護士に加えて、調査・処分権限を有する消費者庁、各地方経済産業局、各都道府県や大量の相談情報に早期に接する全国の消費生活センターが犯罪利用口座に係る情報を金融機関に提供するようになれば、全体として、被害拡大防止や被害回復が格段に進展することは必定です。

「消費者のための行政」を担うすべての行政機関が、犯罪利用口座凍結のための取組に一日も早く加わっていただくことを心より願います。

- 1 利殖勧誘事犯では、ほとんどの場合、東京に活動の拠点を置く犯人グループが電話とダイレクトメール（パンフレットの送付）により全国に被害を及ぼしているという構図が見受けられます。勧誘の際、引合いに出される商品も、未公開株、社債、集団投資スキーム（ファンド）持分、外国通貨（イラクディナール、スーダンポンド）のほか、社員権、水源地・水資源に係る権利、CO₂排出権、老人ホーム利用権等、多岐にわたっています。
- 2 例えば、あらゆる機会や媒体を活用して国民に注意を喚起することが挙げられます。特に、犯人が利用していた各種名簿は、別の犯人グループが名簿業者から入手して犯行に利用する可能性がありますので、その登載者に対しては、「未公開株や社債の電話勧誘は、無登録金融商品取引業（金融商品取引法違反）や詐欺の可能性が高い。」などと個別に注意を喚起する必要があります。
- 3 例えば、警察では、各金融機関に対し、窓口職員が被害者の振込みを手伝ってしまうことのないようするため、多額を振り込もうとしている高齢者から振込目的を詳細に聴取し、少しでも不審な点を感じれば、警察に通報するよう要請しています。

4 法第4条第1項

5 これに対し、各金融機関の普通預金規定には、「金融機関は、当該金融機関の預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められるときは、当該預金取引を停止し、又は当該預金口座を解約することができる。」という趣旨の規定が盛り込まれています。普通預金規定では、対象犯罪やカネの受渡し方法に限定はありませんが、口座凍結が被害回復に直結する仕組みにはなっていないため、凍結時の残高を被害者に返還したり犯人からはく奪したりするためには、口座名義人への返還請求や、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）に基づく没収若しくは追徴又は国税当局による徴税によらなければなりません。

6 法第4条第1項

7 全国銀行協会「振り込み詐欺救済法における口座凍結の手続について」（平成22年1月29日消費者庁第4回集会的消費者被害救済制度研究会配布資料3-2）www.caa.go.jp/planning/pdf/100129-3-2.pdf

8 普通預金規定に基づく口座凍結は、それ以前から実施されていました。

9 当時のメンバーは、内閣官房内閣審議官（議長）、内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、金融庁監督局総務課金融会社室長、金融庁監督局証券課長、消費者庁政策調整課長、法務省刑事局参事官、財務省関税局業務課長、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室長、厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室長、農林水産省総合食料局商品取引監理官、農林水産省消費・安全局表示・企画課長、経済産業省商務情報政策局消費経済政策課長、国土交通省総合政策局安心生活政策課長。

10 www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai15/siryou_3.pdf

11 警察庁生活安全局生活経済対策管理官ほか「生活経済事犯に係る犯罪利用預金口座等の凍結のための金融機関への情報提供の徹底について」（平成22年6月29日警察庁丁生経発第45号ほか）www.npa.go.jp/pdc/notofication/seian/seikei/seikei20100629.pdf

12 www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20110428-6/01.pdf

13 未公開株や社債の取引を装う利殖勧誘事犯とは別の類型の悪質商法ですが、前出の消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの申合せの対象である消費生活侵害事犯には含まれています。

14 刑法の詐欺罪の実行行為としての欺罔行為は、「相手方にその点に錯誤がなければ財産的処分行為をしなかったであろうような事実を偽ること」と解されています。（大塚仁ほか『大塚刑事法第二版第13巻』（青林書院）42頁1、3行）

15 www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110217_1.pdf

16 www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/advice03.html

17 www.fsa.go.jp/ordinary/kanyu/index.html